

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。
本件の場合、郵便物等配達証明書によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求の請求期間は、その翌日から起算して60日目に当たる日である平成〇年〇月〇日までとなる。
しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を当審査会に宛てて郵便により発信したのは、平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。
- 3 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、同項ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならないものと解するのが相当である。

このため、当審査会は、請求人に対して、平成〇年〇月〇日付け文書をもって、提出期限を同年〇月〇日として、法定期間内に再審査請求をすることができなかつた理由又は事情等について具体的に記述した文書の提出を命じたが、提出期限を過ぎても何らの回答もされなかつたので、同年〇月〇日付け文書をもって提出期限を同年〇月〇日とする督促を行つたが、請求人からは何らの回答もなかつた。その後、更に当審査会は、同年〇月〇日付け文書(提出期限同年〇月〇日)で督促を行つたが、請求人からは何らの回答もなかつた。

このように、請求人は当審査会がした疎明依頼及び2回にわたる督促に対して何らの回答もしていないことから、これを疎明する意思がないものと認めざるを得ず、本件再審査請求が請求期間を経過してされたことについての正当な理由があつたと認めることはできない。

4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は不適法なものであつてその欠陥が補正することができないものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よつて主文のとおり裁決する。